

..... 第3章

環境配慮指針

第1節 環境配慮指針について

目指す都市像の実現に向けた施策を進めるにあたっては、市民、事業者及び市が、それぞれの役割や取組みの方向性を十分に認識した上で、一体となって取組みを実践していく必要があります。

そのための指針（ガイドライン）となるのが、本章で記載する環境配慮指針です。各主体がそれぞれの活動において環境に配慮すべき事項を、第2章で定めた施策に沿って、主体別に示します。

第2節 各主体における環境配慮指針

1 市民における環境配慮事項

環境配慮事項	主な取組み例	施策名			
		(共通施策：環境教育と協働の推進)			
		1 脱炭素社会の創造	2 循環型社会の推進	3 自然との共生	4 良好な生活環境の確保
①快適でエネルギー効率の高い住宅環境を整えます。	<ul style="list-style-type: none"> 住宅を新築、リフォームするときには、ZEH*をはじめとした、快適でエネルギー効率の高い住宅とするよう努める。 太陽光発電システムを導入する。 省エネルギー性能の高い設備や家電製品を取り入れる。 高性能省エネルギー住宅のメリットなどについて情報収集する。 	○			
②移動手段の脱炭素化に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> 近くへは徒歩か自転車で移動する。 移動には公共交通機関を利用する。 運転時はエコドライブ*を実践する。 自家用車を購入する際は、次世代自動車*を選択する。 	○		○	○
③身近な省エネルギー行動を積極的に実践します。	<ul style="list-style-type: none"> 不要な照明の消灯、電源のこまめな確認や節水を心掛ける。 冷暖房を適切に利用する。 家庭でのエネルギーの使い方を見直し、家族全員で省エネルギーに取り組む。 宅配便が再配達とならないよう、コンビニ受取りや日時指定などのサービスを積極的に活用する。 	○			
④熱中症を予防するための行動を実践します。	<ul style="list-style-type: none"> 気温が高くなるときは、不要不急の外出を控える。 熱中症に関する情報を積極的に活用する。 	○			
⑤防災意識を高め、日頃から災害に備えます。	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の行動について、職場や学校、家庭で確認しておく。 ハザードマップ*などの活用により、地域の災害リスクを確認しておく。 地域の防災活動に積極的に参加する。 	○			
⑥ごみを出さないライフスタイルを実践します。	<ul style="list-style-type: none"> 日ごろからマイバックやマイボトルを持ち歩く。 計画的な買い物や包装の少ない商品選びを心がける。 料理はできるだけ食べきりようにする。 生ごみの水切りやコンポスト容器*を使った堆肥化など、ライフスタイルに合った資源化を実践する。 まだ利用できるものは他の人に譲る。 紙類やプラスチック類など、リサイクル可能なものは資源物として排出する。 リサイクル素材製品を利用する。 	○	○		
⑦ごみの減量化・資源化に向けた取組みに協力します。	<ul style="list-style-type: none"> 市やNPO*が行う各種講座に積極的に参加する。 3R*に対する意識や分別マナーを理解し実践する。 小売店などが行う資源物の店頭回収を積極的に活用する。 自治会や町内会による集団資源回収に協力する。 	○	○		

環境配慮事項	主な取組み例	施策名			
		(共通施策：環境教育と協働の推進)			
		1 脱炭素社会の創造	2 循環型社会の推進	3 自然との共生	4 良好な生活環境の確保
⑧きれいなまちづくりのための地域活動に参加します。	・地域一斉清掃や環境美化活動に積極的に参加する。		○	○	
⑨まちの環境を保つ行動を意識します。	・ごみのポイ捨てや路上喫煙禁止区域*での喫煙はしない。		○	○	
⑩自然体験イベントなどに積極的に参加します。	・在来・外来の生物や生物多様性*に関する正しい知識を身に付ける。 ・本市の自然環境について知識を深める。	○		○	
⑪在来・外来の生物や自然に配慮した生活を送ります。	・他地域原産の動植物を野外に放さない。 ・特定外来生物*の意味や正しい対処方法への理解を深める。	○		○	
⑫家庭からの生活排水による水質汚濁などを防ぎます。	・台所からの排水に気を付ける。 ・公共下水道が整備された地域では、下水道へ速やかに接続する。 ・単独処理浄化槽*から合併処理浄化槽*への転換を進める。 ・浄化槽の適正な維持管理と清掃を行う。				○
⑬生活騒音の抑制に努めます。	・室外機や家庭用給湯器等については、日常の手入れ、定期点検を行う。 ・楽器・音響機器の使用の際は、早朝や深夜の時間帯は避け、音量に配慮する。 ・自動車等の空ぶかしや不要なアイドリングを行わない。 ・ペットの適切な飼育に配慮する。				○
⑭化学物質を用いた製品の適正利用を心がける。	・身の回りの化学物質に関心を持ち、化学物質を用いた製品を必要以上に使用しないようにする。				○
⑮環境問題に関心を持ち、自らのライフスタイルを見つめなおします。	・環境に関する話題に関心を持つ。 ・環境に関する知識を、家族や友人と共有する。 ・各家庭でのエネルギー使用量を把握する。 ・各種広報媒体を活用し、積極的に情報収集を行う。	○	○	○	○
⑯自身の環境活動について、広く情報発信を行います。	・自身や所属する市民団体の環境活動等について広報を行う。	○	○	○	○
⑰環境学習会や講演会等へ積極的に参加します。	・市民団体や企業などが実践している環境活動等について学ぶ。 ・地球温暖化対策やごみの減量などについての企画講座に参加し、積極的に暮らしの中に取り入れる。	○	○	○	○

2 事業者における環境配慮事項

環境配慮事項	主な取組み例	施策名			
		(共通施策：環境教育と協働の推進)			
		1 脱炭素社会の創造	2 循環型社会の推進	3 自然との共生	4 良好な生活環境の確保
①環境保全に配慮した経営を実施します。	・環境マネジメントシステム*を構築、推進する。 ・使用者、利用者およびテナントなどへ、環境配慮行動の協力要請や啓発を行う。	○			
②快適でエネルギー効率の高い設備を整えます。	・再生可能エネルギー*の導入を進める。 ・省エネルギー性能の高い設備を取り入れる。 ・設備機器の適切なメンテナンスを行い、省エネルギーに繋げる。 ・ZEB*などの環境に配慮した建築物の整備に努める。	○			
③人・物の移動手段の脱炭素化に取り組みます。	・近くへは徒歩か自転車で移動する。 ・移動には公共交通機関を利用する。 ・運転時はエコドライブ*を実践する。 ・社用車を購入する際は、次世代自動車*を選択する。 ・適正な自動車台数を保有し、不必要な車両を保有しないようにする。 ・物を運搬する際は、小回りの利く自転車や荷車も活用する。 ・物流システムの効率化を図る。	○		○	○
④環境に配慮した製品、事業者を選択します。	・物品等の調達の際には、環境負荷の低減に配慮した製品を選択する。 ・環境配慮活動に積極的な事業者から優先的に調達する。	○	○	○	○
⑤ヒートアイランド*対策に取り組めます。	・建物の断熱化や屋上・壁面緑化を行う。 ・夏場の空調の運転効率化に努める。	○		○	○
⑥気候変動に対応した農業経営に取り組めます。	・高温条件や多雨・強雨等の気象条件に適應する生産技術や設備等を取り入れる。	○			
⑦災害発生時に迅速、的確に対処できるよう準備します。	・緊急連絡体制や避難経路などをあらかじめ整理しておく。 ・事業継続計画（BCP）*を作成する。	○			
⑧事業活動や商品、サービスがごみを生まない工夫をします。	・省資源化を意識した製品設計やサービスの提供に努める。	○	○		
⑨環境に配慮した製品、サービスの提供に努めます。	・省エネルギー性能の高い設備（製品）を供給する。 ・環境負荷の低減や環境保全に資する製品・サービスの提供に努める。	○	○	○	○
⑩地域貢献に積極的に取り組みます。	・地域における清掃活動や環境保全活動に積極的に参加する。 ・地域や学校が行う環境保全活動を、自社の経験やノウハウを生かしてサポートする。 ・市民団体と連携し環境保全活動を実践する。		○	○	○

環境配慮事項	主な取組み例	施策名			
		(共通施策：環境教育と協働の推進)			
		1 脱炭素社会の創造	2 循環型社会の推進	3 自然との共生	4 良好な生活環境の確保
⑪ごみ排出者としての自覚・責任をもち、ごみを出さない、資源化する事業活動を計画的に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 使用済み製品についても、回収やリサイクルの体制を整えるなど、資源化と適正処理に努める。 事業所から出るごみと資源の分別を徹底し、資源の循環利用に努める。 リサイクル素材の積極的な利用に努める。 		○		
⑫ごみ減量化・適正処理に向けた取組みに協力します。	<ul style="list-style-type: none"> 事業系ごみの排出ルールを遵守する。 市の排出指導や資源化施策に協力する。 	○		○	
⑬社会貢献活動を通じて、自然環境の保全に貢献します。	<ul style="list-style-type: none"> C S R 活動*などにおいて、環境保全活動などに取り組む。 市民などが行う環境保全活動への協力、支援を行う。 	○		○	
⑭保有する土地や工場・事業所などで、自然環境の保全を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の敷地内、周辺の自然環境について理解を深める。 在来種に配慮した維持管理に努める。 外来生物の駆除を積極的に行う。 			○	○
⑮自然環境の保全に配慮した事業活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 地産地消の推進などにより、環境の負荷を出来る限り軽減する。 			○	○
⑯環境負荷の少ない農業を実践します。	<ul style="list-style-type: none"> 化学肥料、化学合成農薬を低減する。 土壌分析、診断などを行い、適正な肥料管理を行う。 稲わらやもみ殻等の焼却防止に努める。 	○		○	○
⑰環境関連法令を遵守し環境保全対策を徹底します。	<ul style="list-style-type: none"> 排出ガスの適正な処理に努める。 有害化学物質の排出削減及び抑制のため、自主管理を徹底し、事故時に迅速に対応できる体制を整備する。 事業活動に伴う騒音・振動の低減を図る。 			○	○
⑱事業を行う際には必要な環境配慮について検討・実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動に伴う周辺環境への影響についてあらかじめ十分検討し、影響が最小限となるよう配慮する。 				○
⑲環境保全について学ぶ機会を設けます。	<ul style="list-style-type: none"> 環境意識を高める研修プログラムや、環境保全活動への参加を通じて、環境保全意識を高める。 	○	○	○	○
⑳自社の環境活動について、広く情報発信を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 自社や所属する市民団体の環境活動等について広報を行う。 	○	○	○	○
㉑技術協力などを通じた域外貢献を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全に資する事業活動を通じ、環境問題全般の解決に貢献する。 	○	○	○	○

3 市における環境配慮事項

市は、自らが大規模な事業者の一つであり、市が行う事務・事業も環境に大きな影響を及ぼしています。このため、まずは市が率先して環境保全行動に取り組むことが求められます。

この環境保全行動をより一層、着実に推進するための手法として、国際規格である I S O 14001 * に適合した環境マネジメントシステム*を確実に運用するとともに、地球温暖化対策推進法に基づく新潟市地球温暖化対策率先実行計画の推進などにより、本市のすべての事務・事業ならびに組織及び職員が、環境負荷の低減を実践していきます。

なお、具体的な施策の内容については、「第2章 施策の展開」で述べています。